

地域密着型サービス事業者の指定更新について

1 市内地域密着型サービス事業者の指定更新について

指定地域密着型サービス事業者の指定は、介護保険法第70条の2により6年ごとに更新することとされております。下記事業者から、指定有効期間の経過後も事業を継続したいとする指定更新申請がありました。

申請書類等を審査した結果、今後も適正な介護サービスの提供が見込まれるため、下記のとおり指定を更新したことを報告いたします。

記

・事業所概要（かんたきクオーレ成恵）

事業所の名称及び所在地	(名 称) かんたきクオーレ成恵 (所在地) 東松山市大字石橋1722番地2
サービスの種類・定員	(種 類) 看護小規模多機能型居宅介護 (定 員) 29人
申請者（法人）の名称及び所在地	(名 称) 医療法人埼玉成恵会病院 (所在地) 東松山市大字石橋1721番地
申請者の代表者の氏名及び職名	理事長 長谷川 岳弘
更新後の指定有効期間	令和8年5月1日から令和14年4月30日まで

※サービス概要

看護小規模多機能型居宅介護…利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。